



宮 崎 県 公 報

平成21年8月18日 (火曜日) 号外 第 53 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示
○平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最

頁

高額	1
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成21年8月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

1 宮崎県第一区 候補者一人につき	24,276,100円
2 宮崎県第二区 候補者一人につき	23,551,000円
3 宮崎県第三区 候補者一人につき	23,526,400円

宮崎県選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年8月17日現在次のとおりである。

平成21年8月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,738人
選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数	222,817人

宮崎県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成21年8月17日現在次のとおりである。

平成21年8月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

宮崎市選挙区	99,620人
都城市選挙区	46,275人
延岡市選挙区	36,386人

日南市選挙区	16,517人
小林市選挙区	11,227人
日向市選挙区	17,291人
串間市選挙区	6,059人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,651人
えびの市選挙区	6,389人
宮崎郡選挙区	7,374人
北諸県郡選挙区	6,533人
西諸県郡選挙区	5,367人
東諸県郡選挙区	8,031人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,278人
東臼杵郡選挙区	8,671人
西臼杵郡選挙区	6,636人